

令和6年度 熊本市民病院で使用する電気 入札質問回答書(令和6年6月20日回答分)

番号	質問内容	回答
1	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	契約はありません。
2	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札の実施日を記載してください。
3	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	力率は100%で算定してください。
4	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	契約書(案)第2条のとおり書面により行うこととしているため、郵送により請求書を送付してください。
5	Web請求書についてダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	番号4の回答を参照ください。

6	<p>電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)</p>	了承します。
7	<p>ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？</p>	了承します。
8	<p>弊社より発行される毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか？</p>	了承します。
9	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10日より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設(検針日が1日以外)につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	<p>振込の日時については了承します。 請求書については、契約書(案)第2条のとおり書面により行うこととしているため、郵送により送付してください。</p>
10	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。また、契約開始後に発生しました工事業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 ※契約開始直後:直近6か月前後(23年4月供給開始の場合⇒対象:22年10月～23年6月)</p>	<p>該当する工事の予定はありません。 契約開始後に発生した該当工事の協議については了承します。</p>
11	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約金額、契約の相手方について熊本市ホームページで公開します。 開札結果については、開札後に電話又はメール等でお問い合わせがあった場合にお知らせすることは可能です。</p>

12	<p>燃料費調整額の使用について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。 ご了承くださいませでしょうか。また、上記について契約書への条文追加・変更は可能となりますでしょうか。</p>	<p>仕様書 3. その他(2)及び契約書(案)第9条第2項のとおり、九州地域を供給区域とする旧一般電気事業者が定める当月の単価を上限として通知し、算出をお願いします。</p>
13	<p>当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気受給約款、託送供給約款)に基づいて入札額(入札単価)を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。</p>	<p>契約書(案)第6条のとおり法令改正等や情勢の変化により変更が必要と認められるときは、協議が可能です。</p>
14	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることとなるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p>	<p>変更の予定はありません。</p>
15	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第5条のとおり、甲と乙で協議の上、決定します。</p>
16	<p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例: 契約電力:〇〇kW 最大需要電力実績:2024年1月 〇〇kW</p>	<p>契約電力:1,450kW 最大需要電力実績:2023年8月 1,423kW</p>